

# 北海道立文学館運営評価委員会設置要綱

(令和4年11月1日館長代行決定)

「北海道立文学館の管理に関する協定書（令和4年3月）」別添1「北海道立文学館要求水準書」に基づき、北海道立文学館運営評価委員会（以下「運営評価委員会」という。）を設置する。

(設置目的)

第1条 北海道立文学館の使命及び目的を踏まえた運営を効果的かつ効率的に遂行するため、施設運営に関する地域住民等の意見、要望等を把握し、施設運営に反映する。

(所掌事務)

第2条 運営評価委員会の委員は、次の事項に関する評価及び改善に向けた意見を館長代行に提言する。

- (1) 魅力ある展覧会、教育普及事業の実施に関すること。
- (2) 施設の利用促進に関すること。
- (3) 地域との連携、協働による施設の有効活用に関すること。
- (4) その他施設運営に関し必要な事項に関すること。

(委員の委嘱)

第3条 運営評価委員会の委員は、5名以内とし、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、利用者等で構成し、館長代行が委嘱する。

- 2 委員の任期は、前期及び後期に分け、前期は委嘱の日から令和6年3月31日まで、後期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けたときは、必要に応じ欠員を補充する。

(会議)

第4条 会議は、館長代行が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって開催する。
- 3 会議は、館長代行が進行する。
- 4 館長代行が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の概要は、北海道立文学館ホームページで公開する。

(その他)

第5条 運営評価委員会の庶務は業務課で行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。